



Title	組合員に対する農協の資金供給・決済システムの機能に関する研究：システムの比較分析による組合員勘定制度の再評価 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	森田, 泰之
Citation	北海道大学. 博士(農学) 乙第7050号
Issue Date	2018-03-22
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/70148">http://hdl.handle.net/2115/70148</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/</a>
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Yasuyuki_Morita_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

# 学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称： 博士（農学）

氏名 森田 泰之

## 学位論文題名

### 組合員に対する農協の資金供給・決済システムの機能に関する研究 —システムの比較分析による組合員勘定制度の再評価—

本論文は、組合員に対する資金供給・決済システムとして、北海道の農協で広く採用されている組合員勘定制度（以下、組勘制度）と、一部の農協で採用されている貯金決済制度を対象に、各システムが有する機能を明らかにすることによって現段階における組勘制度の評価を提示するものである。

戦後の農協設立後、北海道の農家は規模拡大を進めて専門的に農業経営を展開したが、それを可能としたのは農業金融であり、政府による農業手形制度や北海道の農協系統組織で創設され広く普及した組勘制度が重要な役割を担った。しかし、1964年以降の度重なる冷災害等の発生もあり、農家の負債整理対策が政府や道庁の財政負担によって実施されたが、この過程で農家負債の原因が組勘制度にあるのではないかと問題視された。組勘制度の調査が農林省（当時）によって行われ、その改善が提起される一方、農協系統組織も組織内部による問題把握を通じて、同制度の改善を実施した。また、一部の農協は組勘制度から貯金決済制度へ変更することや、負債が多い組合員に限定して貯金決済制度を採用することを通じて、農家負債に対する問題解決を試みた経緯がある。このように農家負債と関連する形で組勘制度の問題点が指摘されてきたが、同制度の改善過程や改善後の機能の変化は整理されておらず、また資金供給・決済システムとして組勘制度や貯金決済制度が有する機能を包括的に評価した研究はこれまで見られなかった。本論文では、組勘制度と貯金決済制度の機能を考察し、その限界を明らかにしたうえで、現段階における組勘制度を評価した。

第1章では、北海道における農業金融の変遷を整理し、農協の資金供給・決済システムとして組勘制度が創設、あるいは貯金決済制度が採用される過程を明らかにした。戦後、政府によって実施された農業手形制度から特別営農資金へと短期資金の供給が引き継がれ、その一方、釧路地方の農協で開始された販売仮渡金制度と短期貸越制度を基礎に農協系統組織によって組勘制度が創設された。また、これまで一度も組勘制度を採用していない S 農協と W 農協、組勘制度から貯金決済制度へ変更した P 農協と F 農協の存在を確認した。

第2章では、組勘制度の問題点と改善過程を整理し、現段階における同制度の機能を明らかにした。組勘制度において、農協は農家の経営管理サイクルに合わせてその運用管理を行っている。そのため、組勘制度が定義する機能とは別に、農協、農家ともに各5つの「管理機能」を有していることを指摘した。農協の管理機能は、①計画（審査）、②資金供給（決済）、③限度管理、④営農情報、⑤精算、同様に農家の管理機能は、①計画（策定）、②資金決済（借入）、③限度管理、④営農情報、⑤精算である。また、組勘制度における運用改善・改訂等はこれまで5回実施されたが、これまで指摘された問題点から、特に限度管理、精算の2つの管理機能が改善・強化された。限度管理は資金供給限度額とは別に、貸越極度額、家計費現金供給限度額の設定が行われ、超過した場合には取引は停止されること、また単年度の貸越残（マイナス）の精算は精算期間内に完全精算することによって、農家の負債累積を防止する措置が採られた。また、その精算が融資によって行われ、負債が累積するような

農家を対象に「特定組合員に係る特別運用基準」（1991年）が新たに設けられたが、専任部署・職員の配置と個別指導による管理体制を採用し、組勘制度の5つの管理機能をより強化した形でその対応が行われていたことを明らかにした。なお、組勘制度の営農情報においては、農協の営農指導や農家の経営管理に活用可能な分析ツールが近年開発されており、その利用が期待されている。

第3章から第5章では、貯金決済制度を採用する農協を対象に、各制度の機能およびその限界を考察した。

第3章では、農家の負債問題を契機に組勘制度を廃止したP農協を対象に、新たに採用された貯金決済制度の機能を考察した。P農協では、一般組合員には総合口座による「I型決済」を、特定組合員には総合口座II型による「II型決済」を実施していた。I型決済における運用管理は、定期貯金を担保とすることが利用の前提条件となっていたため、農協は債権保全が容易となり、農家の負債問題を克服していた。しかし、I型決済では、組勘制度が有していた計画、精算の管理機能が喪失されたこと、限度管理は担保とする定期貯金が貸越極度額となり管理事項が縮小したこと、営農情報の内容が縮小したことで資金供給・決済における計画実績対比による管理が不可能になったこと等から、農協の負担が軽減されたことが明らかとなった。

第4章では、農家の経営管理能力の向上を目的に組勘制度を廃止したF農協を対象に、「II型決済」の機能を考察した。F農協のII型決済における運用管理は、P農協と同様に定期貯金担保がその利用の前提条件となっていた。またII型決済は、組勘制度と類似する管理機能を有するものの、精算は不要になったこと、当初義務付けられていた営農計画書を一部の農家が作成しなくなり計画機能が薄れていること、ならびに営農情報の内容が縮小したことで資金供給・決済における計画実績対比が一部困難になったこと、限度管理は貸越極度額だけが管理事項となったこと等から、農協の負担が軽減されたことが明らかとなった。なお、営農情報の内容が縮小されたこと、組勘制度のようにCSVデータが農業簿記に直接利用できないことから、会計事務所へ税申告を委託する農家が増加傾向にあり、システムの変更は農家の経営管理能力の向上には寄与していない点が示唆された。

第5章では、これまで組勘制度を一度も採用していないS農協を対象に、貯金によってその年の営農と生活を賄うことが可能な「一年おくりの農業」という考え方と独自の融資制度に基づいて構築されたS農協の「信用決済」の機能を考察した。S農協の信用決済は複数の決済勘定が利用されていたが、それらは貯金取引か貯金を担保とする信用（掛）取引であり、「一年おくりの農業」が確立されていた。しかし、その管理機能には、計画を伴わず、営農情報の還元が信用（掛）取引に限定されている。したがって、組勘制度と比べて農協の運用管理における負担は少ないが、その一方、農家の経営管理における管理機能は限定的な範囲にとどまることになる。

なおP農協、F農協、S農協のいずれのシステムも、計画および営農情報の管理機能が弱まったことから、農協、農家ともに組勘制度と同質的にはその管理機能を発揮できず、限界を有することが明らかとなった。また、特定組合員に対する各農協の対応も、そのような管理機能の限界を補完する形で、組勘制度と同じ管理体制を配置して実施していることが明らかとなった。

終章では、本論文の結論として、各システムが有する機能と限界から、現段階における組勘制度の評価を提示した。組勘制度以外のシステムがその管理機能に限界を有していること、組勘制度における計画と営農情報の両管理機能が、農協のシステム運用管理および農家の経営管理に有益であることを鑑みると、組勘制度は、地域農業の発展を支える基盤的システムとして活用が期待される大きな可能性をもつものと評価できる。